# 平成24年度京都府認知症介護実践者等養成研修要項(①認知症介護実践者研修)

### 1 目的

本研修は、京都府内(京都市域を除く。)の介護保険施設、指定居宅サービス事業所及び指定地域密着型サービス事業所(介護予防含む。)に従事する高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実と質の向上を図ることを目的とする。

- 2 実施主体:京都府(健康福祉部介護・地域福祉課)
- 3 実施機関:一般社団法人京都府老人福祉施設協議会
- 4 研修概要
- (1) 対象事業所

京都府内(京都市域を除く。)の介護保険施設、指定居宅サービス事業所及び指定地域密着型サービス事業所(介護予防含む。)

- ※ 指定地域密着型サービス事業所については、開設が確実と見込まれるものを含む。
- ※ 居宅介護支援事業所については対象外であるが、管理者又は計画作成担当者に従事する予定の者については、市町村からの推薦があれば受講を認めるので、市町村 経由で申込書を提出すること。
- (2) 研修対象者

上記の事業所に従事し、次のア、イの要件を満たす者で、知事が適当と認める者 ア 介護職員、看護職員等で、概ね2年以上の実務経験を有する者

- イ 身体介護に関する基本的知識・技術を習得しており、事業所内の認知症介護 の中心的役割を担っている者
- (3)募集定員:各回 120名(年に3回実施)
- (4) 研修内容:別紙カリキュラムのとおり
- (5) 研修日程及び会場

講義・演習(4日間)及び職場実習(4週間)とする。

- ①講義・演習
  - 日時

【第1回】平成24年6月8日(金)、6月13日(水)、6月14日(木)、8月2日(木)

【第2回】平成24年8月24日(金)、8月29日(水)、8月30日(木)、10月18日(木)

【第3回】平成25年1月11日(金)、1月16日(水)、1月17日(木)、2月28日(木)

- 会場 京都社会福祉会館
- ②職場実習
  - 日時

【第1回】平成24年6月15日(金)~7月19日(木)

【第2回】平成24年8月31日(金)~10月4日(木)

【第3回】平成25年1月18日(金)~2月17日(日)

# 5 修了証書

研修の全課程を修了した受講者に対し、修了証書を交付する。

各課程における遅刻・早退について、欠席とみなした場合は、修了証書を交付しない。 なお、以下の課題提出が修了の要件の一つとなる。課題の提出期限及び記入様式は、 別途通知する。

# ■ 課題

- 〇 講義・演習前
  - 事前アンケート

- O 講義・演習
  - ・ふりかえりシート
- 〇 実習期間中
  - ・実習計画書
  - 実習報告書
- 6 受講費用等
- (1) 資料代(予定額): 3, 000円
- (2) 研修会場への交通費、食費、宿泊費は、受講者が負担すること。
- (3) 研修テキストとして下記の書籍を使用する。研修初日に受付にて販売するので、購入希望者は、受講申込書の受講希望欄に記載のこと。

■ 書名:「新しい認知症介護 実践者編」

■ 発行:中央法規出版

■ 価格:2.310円(税込み)

# 7 受講申込み及び受講決定

(1) 受講申込み

受講希望者は、別紙申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、<u>4月25日(水)</u>(当日消印有効)までに、一般社団法人京都府老人福祉施設協議会事務局(※地域密 着型サービス事業所は、事業所が所在する市町村の介護保険担当課)あて提出すること。(郵送可)

なお、申込者が定員を超えた場合は調整を行うことがあるため、1事業所から2名以上申込む場合には、申込書に様式3「受講申込者優先順位一覧表」を添付すること。

(2) 受講決定

受講要件を確認の上、受講決定を行い、受講者に通知する。

なお、希望者多数により、受講が出来ない場合がある。

受講決定又は非決定の通知が研修の1週間前になっても届かない場合は、速やかに 下記の問い合わせ先に問い合わせること。

8 その他

事業所の指定を受ける際(指定を受けた後に管理者等の変更の届出を行う場合を含む。) に、修了することが要件となっている研修があるので、下記の通知を参考の上、受講に 留意すること。

【参考】「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する 基準について」に規定する研修について (平成18年3月31日付け 翻第0331006号、報第0331006号、200331019号)

- 9 申込み・問い合わせ先
  - 一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 事務局 〒602-8143 京都市上京区猪熊通丸太町下る仲ノ町519番地 (TEL: 075-802-4642、FAX: 075-802-4699)